平成２１年（フ）第１２０３号
堺市南区原山台４丁12番６号、前住所堺市北区金岡町1865番地22
債務者　寺田　康宏
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２０４号
堺市南区原山台４丁12番６号、前住所堺市北区金岡町1865番地22
債務者　寺田眞希子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２４３号
大阪府大阪狭山市狭山２丁目955番地の３
債務者　川原　麻矢
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３１９号
堺市西区鳳東町４丁361番地１、前住所堺市西区鳳西町２丁24番地10　レオパレスウエストバレー203号
債務者　佐谷　知美（旧姓水本）
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４１９号
大阪府高石市綾園６丁目22番32号
債務者　大山　　誠
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４２０号
大阪府高石市綾園６丁目22番32号
債務者　大山美由紀
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５１１号
堺市中区宮園町７番５―207号
債務者　山田　明也
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５１３号
堺市西区草部1009番地　10棟210号
債務者　塩野装飾こと　塩野　保廣
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５１４号
千葉市若葉区みつわ台１丁目６番９号、前住所大阪府和泉市伯太町４丁目６番10―512号
債務者　上月　武行
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５２３号
堺市南区原山台５丁１番９―106号
債務者　大西　英穂
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５５０号
大阪府松原市松ヶ丘１丁目12番16―803号、前住所和歌山県和歌山市粟248番地キューブＮＡ―301
債務者　東　　美穂
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５７５号
大阪府富田林市寺池台４丁目２番346―308号
債務者　上ミ　忠美
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５９１号
大阪府富田林市寺池台４丁目２番319―201号、前住所大阪府大阪狭山市半田３丁目361番地の１―1210号
債務者　中谷　彰一
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６１４号
堺市美原区南余部西３丁目１番５―506号
債務者　坂本アヤコ
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６４１号
大阪府富田林市喜志町１丁目９番６号
債務者　東一鮮魚こと　工藤東一郎
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６５２号
堺市東区南野田14番地42
債務者　鬼頭洋美こと　鬼頭　貞衣
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６６２号
大阪府富田林市若松町１丁目７番４―304号
債務者　今村　勝治
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係